

次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業 香川県内第29号 (平成26年11月12日認定決定)

一般財団法人阪大微生物病研究会(観音寺市)



認定マーク「くるみん」

企業が次世代育成支援対策推進法に基づき、労働者の仕事と子育ての両立を支援するための行動計画を策定し、一定の要件を満たした場合に、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定を受けることができます。

認定を受けると、次世代認定マーク（愛称：くるみん）を自社の商品やその広告、企業の封筒や名刺、ホームページ、求人広告等に使用することができます。

計画期間中の主な取組

◆労働者数 796人(うち女性 440人)

◆計画期間 平成23年10月1日から平成26年9月30日

[両立支援に関する制度]

○育児短時間勤務制度は小学校就学前までの子を養育する労働者を対象としています。

○所定外労働の免除は、妊娠中の労働者も利用できます。

[両立支援に関する取組]

○妊娠・出産・休業・復帰までのフローチャートや、子育て支援制度の一覧を作成し、所内イントラネットを通じて全体周知を行っています。

○労務関連の制度や各種手続きをわかりやすく案内するため、所内イントラネット内に「人事課ホームページ」を開設しました。両立支援に関する取組みもホームページ内に掲載し、周知しています。

[休業取得者が職場復帰しやすい環境づくり]

○相談窓口を設置し、相談専用のメールアドレスを開設しました。

○産前・産後休業や育児休業取得者に対し、職場復帰に向けてのオンライン講座「職場復帰講座」の受講を勧奨し、希望者が受講しています。

[所定外労働削減に向けての取組み]

○ノー残業デー推進のため、部課長会議や所内イントラネット等にて周知意識啓発を図っています。

○管理職の労務管理の一環として、超過勤務管理項目を追加し、月別の状況表示や、超過勤務アラートメール送信機能を設定しました。

[育児休業取得状況]

○計画期間中の女性労働者の育児休業取得率は100%(19人中19人取得)で、男性労働者は1人が育児休業を取得しました。

企業からひとこと

当会では、これまでに設置した両立支援制度やその手続きに関して、職員が情報に触れやすくなるように取り組むと共に、制度利用者のフォローにより、制度利用前後を通して、働きやすい環境づくりに取り組んでいます。今後も、全ての職員が持てる能力を安心して発揮できるような、働きがいのある職場づくりを目指して参ります。



育児休業を取得した男性職員とそのお子さん

一般事業主行動計画の取組・認定申請等については

香川労働局雇用均等室(TEL087-811-8924)

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎

香川労働局 ホームページ <http://kagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>